



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） ..... 4
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） ..... 6
- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） ..... 44
- 沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の  
明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 44
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（消費・暮らし安全課） ..... 65
- 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（農地農村整備課） ..... 66
- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課） ..... 67
- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（警察本  
部生活安全企画課） ..... 67
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部運転免許課） ..... 69

### 規 則

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） ..... 74
- 沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則（税務課） ..... 79
- 沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則の一部を改正する規則（税務課） ..... 98
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（消費・暮らし安全課） ..... 99

### 企業局事項

- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程 ..... 100

### 公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 103

### 人事委員会事項

- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等に関する規則 ..... 104
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 105
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 109
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 111

## 公布された条例のあらまし

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第55号）
  - 1 65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象とすることに伴い、関係規定を整理することとした。（第12条第5項、第6項及び第15項）
  - 2 広域求職活動費を求職活動支援費に改め、支給範囲を拡充することとした。（第12条第11項）
  - 3 この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。（附則第1項）
  - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第5項まで）
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第56号）
  - 1 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
    - (1) 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額限度額を引き上げる。（第11条関係）

- (2) 期末手当について、大学の学長に対する12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げる。(第27条関係)
  - (3) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の90(特定幹部職員にあっては100分の110)に引き上げるとともに、特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額)に乗ずる割合を改める。また、再任用職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の42.5(特定幹部職員にあっては100分の52.5)に引き上げる。(第28条及び附則第13項関係)
  - (4) 全ての給料表の給料月額を改定する。(別表第1から別表第6まで関係)
- 2 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
- (1) 獣医師の初任給調整手当の支給期間を5年間延長するとともに、当該手当の減額の始期を、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日とする。(第11条関係)
  - (2) 扶養手当について、配偶者に係る手当額を引き下げ、子に係る支給額を引き上げるとともに、統括監級以上の職員に係る子以外の扶養親族の支給額を引き下げる等の改定を行う。(第12条関係)
  - (3) 期末手当について、大学の学長に対する6月期の支給割合を100分の162.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の162.5に引き下げる。(第27条関係)
  - (4) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の85(特定幹部職員にあっては100分の105)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の85(特定幹部職員にあっては100分の105)に引き下げるとともに、特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額)に乗ずる割合を改める。また、再任用職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の40(特定幹部職員にあっては100分の50)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の40(特定幹部職員にあっては100分の50)に引き下げる。(第28条及び附則第13項関係)
- 3 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第3条>
- (1) 全給料表の給料月額を改定する。(第5条関係)
  - (2) 12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げる。(第6条関係)
- 4 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第4条>
- 6月期の支給割合を100分の162.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の162.5に引き下げる。(第6条関係)
- 5 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第5条>
- (1) 全給料表の給料月額を改定する。(第7条及び別表第1から別表第3まで関係)
  - (2) 12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げる。(第10条関係)
- 6 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第6条>
- 6月期の支給割合を100分の162.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の162.5に引き下げる。(第10条関係)
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2、4及び6は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 8 1(1)及び(4)、3(1)並びに5(1)は平成28年4月1日から、1(2)及び(3)、3(2)並びに5(2)は平成28年12月1日から適用することとした。(附則第2項)
- 9 この条例の施行に関し、必要な経過措置等を定めることとした。(附則第3項から第8項まで)

○ 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第57号)

- 1 児童自立支援施設に入所する入所児の心理的判定の業務に従事する職員に社会福祉手当を支給することとした。(第9条関係)
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第58号)

- 1 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>  
排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行う。(附則第19条関係)
  - (1) 環境負荷の小さい自動車  
ア 平成28年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度の自動車税を当該自動車の燃費性能等に応じて軽減する特例措置を講ずる。

- イ 税率の概ね100分の75の軽減対象となる自動車のエネルギー消費効率を平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のものに変更する。
- ウ 税率の概ね100分の50の軽減対象となる自動車の平成27年度基準エネルギー消費効率の数値を100分の120に変更する。
- (2) 環境負荷の大きい自動車  
次に掲げる自動車（電気自動車その他環境負荷の小さい自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成29年度以後に限る。）に税率の概ね100分の15（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずる。
- ア ガソリン自動車又はLPG自動車で平成16年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度
- 2 沖縄県条例の一部を次のように改正することとした。〈第2条〉
- (1) 平成31年10月1日以後に開始する事業年度の法人の県民税法人税割の税率について、本則を100分の1、附則を100分の1.8とする。（第41条及び附則第6条関係）
- (2) 事業税が課される法人の事業に貿易保険業を加える。（第46条から第49条まで関係）
- (3) 自動車取得税を廃止する。（目次、第3条、第4条、第6条、第9条及び第109条から第120条まで並びに附則第15条から第15条の4まで関係）
- (4) 自動車税に環境性能割を導入する。  
ア 環境性能割の課税客体を道路運送車両法に規定する自動車のうち、普通自動車及び小型自動車のうち三輪以上のものとし、納税義務者を自動車の取得者等とする。（第138条及び第138条の2関係）  
イ 環境性能割の課税標準を自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とし、当該金額が50万円以下の場合は、免税とする。（第139条の2及び第139条の4関係）  
ウ 環境性能割の税率を自動車の燃費基準値達成度等に応じて、1パーセント、2パーセント又は3パーセントとする。（第139条の3関係）  
エ 環境性能割の徴収の方法を申告納付の方法とし、納税義務者は、自動車の区分に応じ期限までに申告書又は報告書を提出するとともに、環境性能割額を納付しなければならない。（第139条の5及び第139条の6関係）  
オ エの申告納付期限後においても、環境性能割額に係る決定通知があるまでの間は、申告納付をすることができ、また、当初の申告等に係る環境性能割額等について不足額がある場合には、修正申告書を提出するとともに、不足額を納付しなければならない。（第139条の7関係）  
カ 環境性能割の納付の方法を申告書等に証紙代金収納計器で環境性能割額を表示する方法又は納付書によって納付する方法とする。（第139条の8関係）  
キ 申告又は報告すべき事項を正当な事由がなく申告又は報告しなかった納税義務者に対して、10万円以下の過料を科する。（第139条の9関係）  
ク 日本赤十字社の救急自動車等特殊な用途に供する自動車に対する環境性能割を減免する。（第139条の12関係）  
ケ 営業車の環境性能割の税率を、当分の間、2パーセントを上限とする。（附則第17条の4関係）  
コ アからケまでに掲げる事項のほか、自動車税に環境性能割を導入すること等に伴い必要な規定を整備する。（第4条、第9条、第139条の10、第139条の11、第139条の13及び第139条の14関係）
- (5) 現行の自動車税を種別割に改めるほか、所要の改正を行う。（第4条、第9条、第15条、第138条、第138条の2、第139条及び第140条から第146条の2まで並びに附則第18条及び第19条関係）
- (6) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長する。（附則第5条の2関係）
- 3 沖縄県条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正することとした。〈第3条〉  
地方消費税率の78分の22への引上げの実施時期を平成31年10月1日に変更する。
- 4 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。（附則第1項）
- (1) 2(4)コの一部、2(6)及び3 公布の日
- (2) 1及び2(2) 平成29年4月1日
- (3) (1)及び(2)に掲げるもの以外 平成31年10月1日
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第8項まで及び第11項）
- 6 条例の施行に伴い、関係条例の一部を改正することとした。（附則第9項、第10項、第12項及び第13項）

- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第59号）
- 1 認定特定非営利活動法人等が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の書類の提出に係る規定を削ることとした。（第21条関係）
  - 2 仮認定に係る制度の名称を特例認定に改めることとした。（第23条関係）
  - 3 仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改めることとした。（第24条及び第25条関係）
  - 4 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から施行することとした。（附則第1項）
  - 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）
- 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（条例第60号）
- 1 国営土地改良事業に係る負担金の利率を、土地改良法施行令第53条第2項の農林水産大臣の定める率に改めることとした。（第4条第3項関係）
  - 2 その他所要の改正を行うこととした。（第2条第1項、第3条第1項及び第2項、第4条第2項並びに第5条関係）
  - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
  - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）
- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（条例第61号）
- 1 沖縄県警察職員の定員を改めることとした。（第2条関係）
  - 2 この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。（附則）
- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第62号）
- 1 題名を「沖縄県迷惑行為防止条例」に改めることとした。（題名関係）
  - 2 3の行為規制を加えることに鑑み、目的を改めることとした。（第1条関係）
  - 3 人の衣服等を透かして見ることができる写真機等を用いて他人の下着等を撮影する行為、衣服の全部又は一部を着けない状態にある他人を撮影する行為等を規制することとした。（第3条関係）
  - 4 3の行為規制を加えることに伴い、盗撮行為に関する罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等とすることとした。（第10条関係）
  - 5 その他所要の改正を行うこととした。（第4条第1項第2号及び第4号、第11条第1項第1号並びに第12条から第17条まで関係）
  - 6 この条例は、平成29年3月1日から施行することとした。（附則第1項）
  - 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第63号）
- 1 運転免許試験、技能検定員審査等に係る手数料の額を改めることとした。（別表第9関係）
  - 2 準中型自動車免許、臨時認知機能検査結果に基づいて行う講習等に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表第9関係）
  - 3 この条例は、平成29年3月12日から施行することとした。（附則第1項）
  - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

## 条 例

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第55号

## 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項中「、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者  
同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第12条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 退職職員（退職した沖縄県職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた県の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における沖縄県職員の退職手当に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保

「職法改正法施行日」という。) 前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零))」とする。

3 新条例第12条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の沖縄県職員の退職手当に関する条例(以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。)第12条第11項第6号に掲げる金額に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第12条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第12条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。)について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費の額に相当する金額に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第12条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する沖縄県職員の退職手当に関する条例第12条第11項第4号に掲げる金額に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第12条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者(施行日以後に新条例第12条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。)に対する沖縄県職員の退職手当に関する条例第12条第11項第5号に掲げる金額に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

---

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第56号

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「413,300円」を「413,800円」に改める。

第27条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第28条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第13項中「100分の0.16」を「100分の0.18」に、「100分の0.20」を「100分の0.22」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700

13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		



	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
再任 用職 員以 外の 職員	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800					
95		294,400	342,300					
96		294,800	342,700					
97		295,000	342,800					
98		295,300	343,300					
99		295,700	343,700					
100		296,100	344,000					
101		296,300	344,300					
102		296,600	344,700					
103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	346,000					
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					

	108		298,500	347,200						
	109		298,700	347,700						
	110		299,100	348,100						
	111		299,500	348,400						
	112		299,800	348,700						
	113		299,900	349,200						
	114		300,200							
	115		300,500							
	116		300,900							
	117		301,100							
	118		301,300							
	119		301,600							
	120		301,900							
	121		302,300							
	122		302,500							
	123		302,800							
	124		303,100							
	125		303,400							
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000

15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	

	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
再任職員以外の職員	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		
	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500		
	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700		
	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000		
	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300		
	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600		
	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800		
	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100		
	83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400		
	84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700		
	85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900		
	86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700			
	87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000			
	88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200			
	89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400			
	90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700			
	91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000			
	92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200			
	93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400			
	94	299,800	323,400	349,800	383,400					
	95	300,900	324,800	351,300	384,000					
	96	302,200	326,100	352,800	384,500					
	97	303,300	327,300	354,100	384,900					
	98	304,500	328,600	355,300	385,300					
	99	305,700	329,900	356,400	385,900					
	100	306,900	331,200	357,600	386,400					
	101	308,100	332,600	358,700	386,800					
	102	309,100	333,500	359,800	387,300					
	103	310,200	334,600	360,900	387,900					
	104	311,200	335,800	362,100	388,400					
	105	312,000	336,900	363,300	388,700					
	106	312,600	338,000	363,800	389,100					
	107	313,200	339,000	364,400	389,600					
	108	313,900	340,100	365,000	389,900					

	109	314,400	341,300	365,600	390,200					
	110	314,900	342,300	366,100	390,700					
	111	315,400	343,300	366,600	391,200					
	112	316,000	344,200	367,100	391,700					
	113	316,800	345,100	367,500	392,000					
	114	317,500	346,000	367,900	392,500					
	115	318,200	347,000	368,500	393,000					
	116	318,900	348,000	369,000	393,500					
	117	319,500	349,000	369,400	393,800					
	118	320,300	349,500	369,900	394,300					
	119	321,000	350,100	370,500	394,800					
	120	321,800	350,700	371,000	395,300					
	121	322,400	351,000	371,100	395,700					
	122	322,700	351,400	371,700	396,200					
	123	323,200	351,900	372,200	396,600					
	124	323,700	352,300	372,600	397,100					
	125	324,000	352,700	373,100	397,500					
	126		353,100	373,600						
	127		353,600	374,100						
	128		354,000	374,600						
	129		354,400	374,900						
	130		354,800	375,400						
	131		355,200	375,900						
	132		355,600	376,400						
	133		355,800	376,700						
	134		356,300	377,200						
	135		356,700	377,600						
	136		357,000	378,000						
	137		357,300	378,300						
	138		357,700	378,800						
	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500							
	143		360,000							
	144		360,500							
	145		360,800							
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第5条関係)

海 事 職 給 料 表

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
-----	------	----	----	----	----	----	----	----

区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,100	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700	414,500
	2	146,100	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000	417,000
	3	147,200	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200	419,600
	4	148,200	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700	422,100
	5	149,200	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900	424,500
	6	150,500	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000	426,900
	7	151,800	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200	429,400
	8	153,100	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100	431,800
	9	154,200	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000	433,700
	10	155,700	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100	435,900
	11	157,300	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200	438,200
	12	158,800	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200	440,400
	13	160,100	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100	442,200
	14	161,600	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800	444,400
	15	163,100	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600	446,500
	16	164,700	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300	448,700
	17	166,100	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100	450,900
	18	167,800	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100	453,200
	19	169,500	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100	455,500
	20	171,200	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200	457,700
	21	172,800	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900	459,900
	22	174,800	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800	461,700
	23	176,700	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700	463,400
	24	178,600	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700	465,100
	25	180,300	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300	466,500
	26	182,100	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900	467,800
	27	183,900	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700	469,000
	28	185,700	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400	470,100
	29	187,300	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500	471,200
	30	189,400	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100	472,200
	31	191,500	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600	473,200
	32	193,600	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200	474,400
	33	195,500	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800	474,900
	34	197,400	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100	475,900
	35	199,300	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400	477,000
	36	201,200	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600	478,100
	37	203,000	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800	479,000
	38	204,600	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800	479,900
	39	206,200	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800	480,800
	40	207,800	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800	481,700
	41	209,200	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200	482,500
	42	210,800	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800	483,200
	43	212,400	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500	483,900
	44	214,000	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200	484,600
再任用								

職員以 外の職 員	45	215,400	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800	485,100
	46	216,700	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100	485,700
	47	217,900	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700	486,300
	48	219,200	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300	486,900
	49	220,600	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700	487,200
	50	221,800	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400	487,800
	51	223,000	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100	488,500
	52	224,100	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800	489,000
	53	225,400	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400	489,500
	54	226,700	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100	490,200
	55	227,900	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800	490,500
	56	229,100	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400	491,100
	57	230,200	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800	491,600
	58	231,400	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500	
	59	232,600	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200	
	60	233,800	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900	
	61	235,000	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300	
	62	236,100	256,900	310,100	365,100	416,600	446,600	
	63	237,000	257,400	310,900	365,600	417,200	446,900	
	64	238,100	258,000	311,700	366,200	417,800	447,200	
	65	238,700	258,400	312,200	366,600	418,400	447,400	
	66	239,700	258,800	312,900	367,100	419,000	447,700	
	67	240,500	259,000	313,500	367,600	419,500	448,000	
	68	241,600	259,500	314,100	368,100	420,100	448,300	
	69	242,400	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500	
	70	243,200			368,600	421,200	448,800	
	71	243,900			369,000	421,800	449,100	
	72	244,800			369,300	422,400	449,300	
	73	245,600			369,800	422,900	449,500	
	74	246,300			370,000	423,500		
	75	246,800			370,500	424,000		
	76	247,400			371,000	424,600		
	77	247,700			371,400	425,100		
	78	248,200			371,900	425,700		
	79	248,800			372,400	426,400		
	80	249,500			372,900	427,000		
	81	249,900			373,400	427,300		
	82	250,300			373,800	427,900		
	83	250,500			374,300	428,600		
	84	251,000			374,800	429,200		
	85	251,300			375,200	429,600		
	86				375,700	430,100		
	87				376,100	430,800		
	88				376,600	431,500		
	89				377,100	431,700		
	90				377,600			
	91				378,100			
	92				378,600			

	93				378,900			
	94				379,300			
	95				379,800			
	96				380,200			
	97				380,700			
	98				381,000			
	99				381,500			
	100				381,900			
	101				382,500			
再任用 職員		214,300	219,500	249,500	278,900	319,600	348,400	394,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	211,700	272,600	320,000	404,100
	2	214,000	275,600	322,900	406,400
	3	216,200	278,400	326,000	408,800
	4	218,400	281,200	329,000	411,300
	5	220,500	284,100	332,200	413,700
	6	222,700	286,600	335,000	416,200
	7	224,900	288,800	337,600	418,600
	8	227,000	291,200	340,300	421,100
	9	229,300	293,900	343,300	422,900
	10	231,700	296,400	346,300	425,400
	11	234,100	298,800	349,400	427,800
	12	236,500	301,400	352,700	430,100
	13	238,800	303,800	355,600	431,700
	14	241,200	305,800	357,700	433,900
	15	243,600	307,900	360,000	436,100
	16	246,000	309,800	362,600	438,400
	17	248,100	312,000	365,100	440,700
	18	251,200	314,200	367,300	443,100
	19	254,300	316,200	369,600	445,400
	20	257,400	318,200	371,700	447,800
	21	260,300	320,300	373,800	449,900
	22	263,300	322,800	375,900	452,200
	23	266,200	325,400	378,000	454,600
	24	269,100	328,200	380,000	456,900
	25	271,900	330,300	381,700	458,900



26	274,500	332,500	383,500	461,100
27	277,000	334,700	385,400	463,200
28	279,700	337,200	387,300	465,400
29	282,600	339,600	389,200	467,500
30	285,000	341,800	390,900	469,800
31	287,200	343,900	392,600	472,000
32	289,600	345,800	394,300	474,100
33	292,100	348,000	396,100	476,000
34	294,300	350,300	397,900	478,100
35	296,800	352,600	399,500	480,400
36	299,100	354,800	401,300	482,600
37	301,600	356,700	402,500	484,700
38	303,300	358,700	404,100	486,700
39	305,000	360,800	405,700	488,600
40	306,700	362,700	407,200	490,500
41	308,600	364,600	408,400	492,500
42	309,400	366,500	410,000	494,400
43	310,300	368,300	411,500	496,100
44	311,200	370,100	413,100	498,000
45	312,100	372,100	414,500	499,900
46	313,200	373,900	416,100	501,700
47	314,100	375,500	417,500	503,500
48	315,200	377,300	419,100	505,400
49	316,200	379,000	420,500	507,100
50	317,300	380,600	421,800	508,800
51	318,200	382,400	423,100	510,600
52	319,100	384,100	424,400	512,500
53	320,300	385,300	425,100	514,100
54	321,300	386,800	426,100	515,700
55	322,400	388,200	427,000	517,400
56	323,400	389,800	427,900	519,000
57	324,400	391,200	428,800	520,600
58	325,500	392,600	429,700	521,900
59	326,600	393,900	430,600	523,200
60	327,600	395,400	431,500	524,400
61	328,600	396,700	432,400	525,600
62	329,600	398,100	433,300	526,600
63	330,700	399,600	434,300	527,600
64	331,800	401,100	435,400	528,600
65	332,700	402,100	436,300	529,200
66	333,800	403,200	437,300	530,100
67	334,600	404,200	438,300	531,000
68	335,700	405,300	439,200	531,900
69	336,500	406,300	440,200	532,800
70	337,600	407,200	441,200	533,600
71	338,600	408,000	442,100	534,300
72	339,700	408,800	443,100	534,800

	73	340,200	409,600	444,100	535,500
	74	341,200	410,500	445,000	536,000
再任用 職員以 外の職 員	75	342,200	411,300	445,900	536,800
	76	343,200	412,100	446,900	537,400
	77	344,200	412,800	447,700	537,900
	78	345,200	413,200	448,200	
	79	346,100	413,500	448,900	
	80	347,000	413,800	449,500	
	81	348,000	414,100	450,300	
	82	349,000	414,400	451,000	
	83	350,000	414,600	451,300	
	84	351,000	414,900	451,900	
	85	351,600	415,200	452,300	
	86	352,200	415,500	452,600	
87	352,800	415,800	452,900		
88	353,400	416,100	453,200		
89	354,000	416,300	453,500		
90	354,400	416,600			
91	354,800	416,900			
92	355,300	417,200			
93	355,800	417,400			
94	356,200	417,700			
95	356,700	418,000			
96	357,200	418,300			
97	357,800	418,500			
98	358,300	418,800			
99	358,700	419,100			
100	359,200	419,300			
101	359,600	419,500			
102	360,100	419,800			
103	360,400	420,100			
104	360,900	420,300			
105	361,400	420,500			
106	361,800				
107	362,300				
108	362,800				
109	363,200				
110	363,700				
111	364,200				
112	364,600				
113	365,000				
114	365,400				
115	365,900				
116	366,300				
117	366,700				
118	367,100				
119	367,600				
120	368,000				

	121	368,300			
	122	368,700			
	123	369,200			
	124	369,500			
	125	369,900			
	126	370,400			
	127	370,900			
	128	371,300			
	129	371,700			
	特1				706,000
	特2				761,000
	特3				818,000
	特4				895,000
	特5				965,000
再任用 職員		282,000	293,000	314,900	398,900

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみ適用する。

### 教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100

20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
38	224,400	279,500	344,700	399,500	
39	226,200	281,400	346,900	400,900	
40	228,000	283,400	349,000	402,300	
41	229,700	285,200	351,100	404,000	
42	231,400	287,600	353,200	405,400	
43	233,000	289,900	355,200	406,700	
44	234,600	292,400	357,300	408,200	
45	236,200	294,500	359,200	409,800	
46	237,600	297,000	361,200	411,100	
47	238,900	299,300	363,200	412,600	
48	240,100	302,000	365,200	414,200	
49	241,600	304,400	366,900	415,900	
50	243,100	306,800	368,700	417,300	
51	244,300	309,300	370,600	418,900	
52	245,800	311,600	372,600	420,400	
53	247,000	313,900	374,500	422,100	
54	248,200	316,100	376,300	423,600	
55	249,600	318,200	378,100	425,200	
56	250,700	320,400	379,800	426,800	
57	252,000	322,600	381,300	428,300	
58	253,100	324,700	382,900	429,800	
59	254,200	326,900	384,600	431,000	
60	255,400	328,900	386,300	432,200	
61	256,700	331,000	387,500	433,400	
62	258,000	333,100	388,900	434,700	
63	259,400	335,300	390,300	436,000	
64	260,600	337,500	391,600	437,200	
65	261,900	339,400	393,000	438,400	
66	263,400	341,600	394,200	439,600	

	67	264,900	343,700	395,600	440,800
	68	266,600	345,900	397,000	442,000
	69	268,100	347,800	398,300	443,200
	70	269,500	349,700	399,600	444,400
	71	270,900	351,800	401,000	445,600
	72	272,300	353,800	402,300	446,800
	73	273,400	355,500	403,600	447,900
	74	274,800	357,400	405,000	448,500
再任用 職員以 外の職 員	75	276,200	359,200	406,400	449,000
	76	277,400	361,100	407,700	449,500
	77	278,800	363,000	408,900	450,000
	78	280,000	364,700	410,100	
	79	281,200	366,400	411,400	
	80	282,400	368,000	412,800	
	81	283,500	369,500	414,100	
	82	284,700	371,000	415,300	
	83	285,900	372,500	416,300	
	84	287,100	373,900	417,500	
	85	288,300	375,000	418,700	
	86	289,400	376,400	419,900	
	87	290,500	377,800	421,100	
	88	291,700	379,100	422,100	
	89	292,900	380,400	423,200	
	90	294,000	381,700	424,200	
	91	295,200	382,900	425,200	
	92	296,400	384,200	426,200	
	93	297,100	385,500	427,100	
	94	298,100	386,600	427,900	
	95	299,200	387,900	428,700	
	96	300,400	389,100	429,500	
	97	301,400	390,500	430,300	
	98	302,500	391,500	430,700	
	99	303,500	392,600	431,100	
	100	304,600	393,600	431,500	
	101	305,500	394,500	431,900	
	102	306,600	395,500	432,200	
	103	307,700	396,600	432,500	
	104	308,700	397,700	432,800	
	105	309,300	398,400	433,100	
	106	310,200	399,300	433,400	
	107	311,000	400,200	433,700	
	108	311,800	401,100	433,900	
	109	312,700	401,900	434,100	
	110	313,100	402,800	434,400	
	111	313,500	403,600	434,700	
	112	314,000	404,400	434,900	
	113	314,600	405,000	435,100	

114	315,000	405,700	435,400		
115	315,500	406,400	435,700		
116	316,000	407,100	435,900		
117	316,600	407,700	436,100		
118	317,100	408,200			
119	317,500	408,600			
120	318,000	409,000			
121	318,500	409,400			
122	318,900	409,700			
123	319,400	410,000			
124	319,900	410,200			
125	320,500	410,400			
126	320,800	410,700			
127	321,100	411,000			
128	321,400	411,200			
129	321,600	411,400			
130	321,900	411,700			
131	322,200	412,000			
132	322,500	412,200			
133	322,700	412,400			
134	322,900	412,700			
135	323,100	413,000			
136	323,400	413,200			
137	323,700	413,400			
138	323,900	413,700			
139	324,200	414,000			
140	324,500	414,200			
141	324,700	414,400			
142	324,900	414,700			
143	325,200	415,000			
144	325,400	415,200			
145	325,700	415,400			
146	325,900				
147	326,200				
148	326,500				
149	326,700				
150	326,900				
151	327,200				
152	327,500				
153	327,700				
再任用 職員	233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定

めるものに適用する。

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400

	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	
	45	235,300	268,800	357,000	378,900	
	46	236,800	271,000	358,700	380,500	
	47	238,200	273,200	360,200	382,100	
	48	239,600	275,200	361,800	383,600	
	49	241,000	277,500	363,100	385,000	
	50	242,400	279,500	364,600	386,500	
	51	243,900	281,400	366,200	388,000	
	52	245,100	283,400	367,800	389,400	
	53	246,200	285,200	369,300	390,600	
	54	247,600	287,600	370,800	391,900	
	55	248,800	289,900	372,300	393,000	
	56	250,000	292,400	373,800	394,100	
	57	251,200	294,500	375,300	395,500	
	58	252,400	297,000	376,700	396,700	
	59	253,500	299,300	378,100	397,900	
	60	254,700	302,000	379,400	399,200	
	61	256,100	304,400	380,300	400,400	
	62	257,300	306,800	381,500	401,400	
	63	258,500	309,300	382,700	402,800	
	64	259,400	311,600	383,800	404,100	
	65	260,400	313,900	384,700	405,300	
	66	261,800	316,100	385,900	406,400	
	67	263,200	318,200	386,900	407,600	
	68	264,700	320,400	388,000	408,700	
	69	266,300	322,600	389,200	409,700	
	70	267,800	324,700	390,200	410,900	
	71	269,300	326,900	391,300	412,100	
	72	270,700	328,900	392,500	413,300	
	73	271,800	331,000	393,500	413,900	
	74	273,000	333,100	394,600	414,700	
再任用	75	274,300	335,300	395,700	415,400	
職員以	76	275,500	337,500	396,800	415,900	
外の職	77	276,900	339,300	397,700	416,200	
員	78	278,000	341,200	398,600	416,600	
	79	279,200	343,100	399,600	417,000	
	80	280,400	344,900	400,600	417,400	
	81	281,600	346,700	401,400	417,700	
	82	282,500	348,500	402,200	418,100	



83	283,700	350,100	402,900	418,500
84	284,900	351,900	403,700	418,800
85	285,900	353,200	404,400	419,100
86	286,800	354,800	405,200	419,500
87	287,700	356,300	405,900	419,900
88	288,700	357,800	406,600	420,200
89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	
95	294,300	367,400	410,200	
96	295,100	368,600	410,500	
97	295,900	369,600	410,800	
98	296,700	370,600	411,100	
99	297,500	371,600	411,400	
100	298,200	372,600	411,600	
101	299,100	373,500	411,800	
102	299,600	374,500	412,100	
103	300,100	375,500	412,400	
104	300,600	376,500	412,600	
105	300,800	377,300	412,800	
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900	414,100	
111	302,400	382,900	414,400	
112	302,700	383,900	414,600	
113	302,900	384,500	414,800	
114	303,100	385,400	415,100	
115	303,300	386,300	415,400	
116	303,600	387,200	415,600	
117	303,900	388,000	415,800	
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		

	130		396,800			
	131		397,300			
	132		397,800			
	133		398,100			
	134		398,400			
	135		398,700			
	136		399,000			
	137		399,300			
	138		399,600			
	139		399,900			
	140		400,200			
	141		400,500			
	142		400,800			
	143		401,100			
	144		401,400			
	145		401,600			
	146		401,900			
	147		402,200			
	148		402,400			
	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
再任用 職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 (第5条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の	職務 の級	研 究 職 給 料 表				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級

区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100

	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
再任用 職員以 外の職 員	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800		
	75	262,600	318,900	388,400		
	76	263,700	320,000	389,100		
	77	264,800	321,100	389,800		
	78	266,000	322,100	390,400		
	79	267,300	323,000	391,000		
	80	268,400	323,900	391,600		
	81	269,800	325,000	392,200		
	82	271,100	325,800	392,800		
	83	272,400	326,500	393,400		
	84	273,600	327,300	394,000		
	85	274,700	327,800	394,500		
	86	275,800	328,300	395,000		
	87	277,100	328,800	395,500		
	88	278,300	329,300	396,200		
	89	279,300	329,600	396,600		
	90	280,500	330,100			
	91	281,600	330,600			
	92	282,800	331,100			

	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			
	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任用 職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第5条関係)

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400

	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
再任用	45	374,300	442,300	496,100	552,700
職員以	46	375,700	444,100	497,800	553,700
外の職	47	377,200	445,900	499,600	554,700
員	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500

52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	
88		481,100	539,500	
89		481,600	540,300	
90		482,200		
91		482,800		
92		483,200		
93		483,700		
94		484,300		
95		484,900		
96		485,500		
97		486,000		
再任用				

職員		295,400	337,800	392,200	465,200
----	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000



	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
再任用 職員以 外の職 員	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		

	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500			
	87		288,900	324,800	345,800			
	88		289,100	325,200	346,100			
	89		289,500	325,600	346,500			
	90		289,700	326,000	346,800			
	91		289,900	326,400	347,200			
	92		290,100	326,800	347,500			
	93		290,500	327,100	347,900			
	94		290,700	327,300	348,200			
	95		290,900	327,700	348,500			
	96		291,200	328,000	348,800			
	97		291,600	328,200	349,100			
	98		291,900	328,500	349,500			
	99		292,100	328,800	349,900			
	100		292,400	329,100	350,300			
	101		292,700	329,300	350,800			
	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				
	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110		331,800					
	111		332,200					
	112		332,600					
	113		332,800					
再任用 職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200

5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900

	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	
再任用	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800	
職員以	94	280,900	314,200	347,600	365,600		
外の職	95	281,800	314,900	348,300	366,000		
員	96	282,800	315,500	348,900	366,300		
	97	283,600	316,200	349,300	366,900		
	98	284,400	316,500	349,700	367,400		
	99	285,000	317,100	350,200	367,900		

100	285,900	317,800	350,600	368,400
101	286,700	318,200	351,100	369,000
102	287,500	318,800	351,500	369,500
103	288,300	319,400	352,000	370,000
104	289,100	320,000	352,400	370,400
105	289,800	320,400	352,700	371,000
106	290,300	320,900	353,200	371,500
107	290,800	321,400	353,600	372,000
108	291,300	321,900	353,900	372,500
109	291,500	322,300	354,400	373,100
110	291,800	322,700	354,900	373,500
111	292,000	323,000	355,400	374,000
112	292,400	323,300	355,900	374,500
113	292,700	323,700	356,400	375,100
114	292,900	324,100	356,900	
115	293,300	324,500	357,400	
116	293,600	324,800	357,800	
117	293,900	325,000	358,200	
118	294,200	325,300	358,600	
119	294,500	325,700	359,100	
120	294,900	325,900	359,600	
121	295,200	326,100	360,000	
122	295,600	326,400	360,500	
123	295,900	326,700	361,000	
124	296,300	327,000	361,500	
125	296,500	327,200	361,800	
126	296,700	327,500		
127	297,000	327,900		
128	297,400	328,100		
129	297,600	328,200		
130	297,900	328,500		
131	298,300	328,900		
132	298,700	329,100		
133	298,900	329,400		
134	299,200	329,800		
135	299,600	330,200		
136	299,900	330,600		
137	300,100	330,900		
138	300,400	331,300		
139	300,800	331,700		
140	301,100	332,100		
141	301,300	332,400		
142	301,700	332,800		
143	302,100	333,100		
144	302,400	333,500		
145	302,500	333,800		
146	302,800	334,200		

	147	303,100	334,600				
	148	303,500	335,000				
	149	303,700	335,300				
	150	303,900	335,700				
	151	304,200	336,100				
	152	304,500	336,500				
	153	304,900	336,800				
	154	305,100					
	155	305,300					
	156	305,600					
	157	305,900					
	158	306,200					
	159	306,500					
	160	306,800					
	161	307,200					
	162	307,500					
	163	307,800					
	164	308,100					
	165	308,500					
	166	308,800					
	167	309,100					
	168	309,400					
	169	309,800					
再任用 職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第2条** 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「10年」を「15年」に改め、「、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては）」を削り、「経過した日）」を「経過した日」に改める。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。

第12条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第12条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第27条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則第13項中「100分の0.18」を「100分の0.17」に、「100分の0.22」を「100分の0.21」に改める。

（沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第3条** 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第6条第3項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

**第4条** 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第5条** 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第10条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

**別表第1（第8条関係）**

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 141,600	円 191,700	円 227,900	円 261,100	円 287,100	円 317,700	円 361,800	円 407,300	円 457,600

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、158,800円とする。

**別表第2（第8条関係）**

特定業務等従事任期付職員研究職給料表



職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 141,700	円 191,400	円 278,000	円 329,500	円 387,700

備考1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、161,400円とする。

### 別表第3（第8条関係）

#### 1 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 245,200	円 330,500	円 395,500	円 470,600

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

#### 2 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 146,500	円 184,400	円 219,800	円 245,900	円 278,100	円 325,500	円 370,300

備考1 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,800円とする。

#### 3 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	円 160,100	円 187,600	円 236,000	円 258,900	円 284,100	円 328,800

備考1 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、205,200円とする。

第6条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第27条第2項及び第28条第2項並びに附則第13項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第3項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第5条の規定（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第10条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定（給与条例第27条第2項及び第28条第2項並びに附則第13項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付研究員条例第6条第3項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第5条の規定（任期付職員条例第10条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成28年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成28年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第5条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第12条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第12条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」とする。

7 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第12条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親

族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「8級」とあるのは「8级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

---

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第57号

### 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次の1号を加える。

- (5) 児童自立支援施設（沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）第2条の規定により設置された児童自立支援施設をいう。）に勤務し、入所児の心理的判定の業務に従事する職員

第9条第2項第1号中「並びに同項第3号」を「、同項第3号」に改め、「知的障害者福祉司」の次に「並びに同項第5号の入所児の心理的判定の業務に従事する職員」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

---

沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 沖縄県条例第58号

沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(沖縄県税条例の一部改正)

第1条 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第19条第1項中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項第1号中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第140条第1項第1号アの項中「第140条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第140条第1項第1号イの項中「第140条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第140条第1項第2号アの項中「第140条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第140条第1項第2号イの項中「第140条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第140条第1項第2号ウ(ア)の項中「第140条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第140条第1項第2号ウ(イ)の項中「第140条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第140条第1項第3号ア(イ)の項中「第140条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第140条第1項第3号イの項中「第140条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第140条第1項第4号の項中「第140条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第140条第1項第5号アの項中「第140条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第140条第1項第5号イ(ア)の項中「第140条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第140条第1項第5号イ(イ)の項中「第140条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第140条第2項第1号の項中「第140条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第140条第2項第2

号の項中「第140条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、同条第2項中「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項第4号中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120」を「平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110」に改め、「かつ平成32年度基準エネルギー消費効率以上」を削り、同項の表第140条第1項第1号アの項中「第140条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第140条第1項第1号イの項中「第140条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第140条第1項第2号アの項中「第140条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第140条第1項第2号イの項中「第140条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第140条第1項第2号ウ(ア)の項中「第140条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第140条第1項第2号ウ(イ)の項中「第140条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第140条第1項第3号ア(ア)の項中「第140条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第140条第1項第3号ア(イ)の項中「第140条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第140条第1項第3号イの項中「第140条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第140条第1項第4号の項中「第140条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第140条第1項第5号アの項中「第140条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第140条第1項第5号イ(ア)の項中「第140条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第140条第1項第5号イ(イ)の項中「第140条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第140条第2項第1号の項中「第140条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第140条第2項第2号の項中「第140条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、同表第140条第3項の項中「第140条第3項」を「第3項」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の120」に、「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第140条第1項第1号アの項中「第140条第1項第1号ア」を「第1項第

1号ア」に改め、同表第140条第1項第1号イの項中「第140条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第140条第1項第2号アの項中「第140条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第140条第1項第2号イの項中「第140条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第140条第1項第2号ウ(ア)の項中「第140条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第140条第1項第2号ウ(イ)の項中「第140条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第140条第1項第3号ア(ア)の項中「第140条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第140条第1項第3号ア(イ)の項中「第140条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第140条第1項第3号イの項中「第140条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第140条第1項第4号の項中「第140条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第140条第1項第5号アの項中「第140条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第140条第1項第5号イ(ア)の項中「第140条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第140条第1項第5号イ(イ)の項中「第140条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第140条第2項第1号の項中「第140条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第140条第2項第2号の項中「第140条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、同表第140条第3項の項中「第140条第3項」を「第3項」に改める。

**第2条** 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第108条」を「第120条」に、  
「第7節 自動車取得税（第109条—第120条）  
第7節の2 軽油引取税（第121条—第137条の9）」に改める。

第3条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中「自動車取得税及び」を削り、「滞納処分」の次に「その他の規則で定める事項」を加え、同項第3号中「及び自動車取得税」を削り、同条第3項中「滞納処分」の次に「その他の規則で定める事項」を加え、同条第4項中「自動車税に」を「自動車税の種別割に」に改める。

第6条第1項及び第3項中「、自動車取得税、軽油引取税」を「、軽油引取税、自動車税の環境性能割」に改める。

第9条第1項第5号イ中「個人にあつては所在地」を「個人にあつては住所地」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 自動車税

ア 環境性能割 自動車に係る登録事務を所管する機関の所在地。ただし、普通徴収に係るもの（督促状を発した日から起算して10日を経過した日後に徴収する環境性能割の徴収金に限る。）にあつては、自動車の取得者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には住所地又は事務所若しくは事業所の所在地、県外に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には取得時における自動車の主たる定置場の所在地

イ 種別割 普通徴収に係るものにあつては、自動車の所有者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には住所地又は事務所若しくは事業所の所在地、県外に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には自動車の主たる定置場の所在地、証紙徴収に係るものにあつては、自動車に係る登録事務を所管する機関の所在地

第9条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第15条第2項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第41条第1項中「100分の3.2」を「100分の1」に改める。

第46条第1項第2号、第47条第2号、第48条第1項第1号並びに第49条第1項及び第2項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第2章第7節の節名を削る。

第109条から第120条までを次のように改める。

**第109条から第120条まで 削除**

第2章第7節の2を同章第7節とする。

第138条を次のように改める。

（自動車税の納税義務者等）

**第138条** 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した



自動車販売者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第44条の2に規定するものを含まないものとする。

- 3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第138条の次に次の1条を加える。

（自動車税のみならず課税）

**第138条の2** 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

- 3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第44条の2に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を最初に県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第139条の見出し中「自動車」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の13条を加える。

（環境性能割の課税標準）

**第139条の2** 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として

施行規則第9条の3の規定により算定した金額（第139条の4において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

**第139条の3** 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則第9条の2第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第5項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。次号において同じ。）に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則第9条の2第8項に規定するもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの
- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの
- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの
- (7) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第12項に規定するもの（以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。
  - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒

素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第16項に規定するもの（次項において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第18項に規定するもの（以下この号及び次項において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、10分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第20項に規定する方法により

エネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則第9条の2第21項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号ア(ウ)において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
第2項第1号ア(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

（環境性能割の免税点）

**第139条の4** 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

**第139条の5** 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

**第139条の6** 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- (1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- (2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この号並びに第144条第1項及び第3項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
- (4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

**第139条の7** 前条第1項の規定により同項に規定する申告書（以下この条及び次条において「申告書」という。）を提出すべき者は、同項各号に規定する申告書の提出期限後においても、第139条の13の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第168条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、施行規則第9条の6に規定する事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）



**第139条の8** 環境性能割の納税義務者は、第139条の6第1項又は前条の規定により環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項において同じ。）を納付する場合には、これらの規定による申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器で当該環境性能割額に相当する金額の収納印の表示を受けることにより、又は当該環境性能割額に相当する現金を納付書によつて納付することによりしなければならない。

2 前項に規定する証紙代金収納計器の取扱い及び収納印の表示その他証紙代金収納計器による環境性能割の徴収について必要な事項は、知事が定める。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

**第139条の9** 環境性能割の納税義務者が第139条の6の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額及びその徴収については、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

**第139条の10** 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金の納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

4 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づ

いて、当該徴収金を還付する。

5 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

6 第2項の申告又は第4項の申請をする者は、規則で定める事項を記載した申告書又は申請書に、第2項又は第4項の規定の適用を受けることを証明することができる書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

**第139条の11** 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則第9条の7に規定するものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 前項の申請をする者は、規則で定める事項を記載した申請書に、前項の規定の適用を受けることを証明することができる書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

4 前条第5項の規定は、第2項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

(環境性能割の減免)

**第139条の12** 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得者の申請により、環境性能割を免除する。

(1) 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車

(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下この号並びに次項及び第146条第1項第1号において「身体障害者」という。）、身体障害者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）（以下これらを「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障

害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が、専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車(当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車を含む。)で規則で定めるもの

- (3) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車で規則で定めるもの
- (4) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人の事業の用に供する自動車で規則で定めるもの
- (5) 社会福祉法第109条又は第110条に規定する社会福祉協議会のその本来の事業の用に供する自動車

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得者の申請により、当該自動車に係る環境性能割のうち当該自動車を身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に必要な金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する税額を軽減する。

- (1) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車で規則で定めるもの
- (2) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車で規則で定めるもの

3 前2項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して、第139条の6の規定による申告をする際に、併せて知事に提出しなければならない。この場合において、第1項第2号の自動車について同項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める書面及び運転免許証を提示しなければならない。

(環境性能割の更正、決定等に関する通知)

**第139条の13** 法第20条の9の3第4項又は法第168条の規定による環境性能割に係る更正若しくは決定、法第171条の規定による環境性能割に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定又は法第172条の規定による環境性能割に係る重加算金額の決定をした場合には、通知書により、これを納税者に通知する。

(環境性能割の不足税額等の納付手続)

**第139条の14** 環境性能割の納税者は、前条の通知書により通知を受けた場合におい

て、不足税額があるときは、当該不足税額並びに法第169条第2項の規定による延滞金額及び法第171条の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第172条の規定による重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納付書により納付しなければならない。

第140条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第2号中「トラック」を「トラック」に改め、同項第3号中「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同号ア(ア)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(イ)において同じ」に改め、同号ア(イ)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第2項中「あるもの」の次に「に対して課する種別割」を加え、同条第3項中「対する自動車税」を「対して課する種別割」に改める。

第141条（見出しを含む。）並びに第142条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第143条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「自動車について、法第150条第1項」を「自動車について法第177条の10第1項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「際」を「ときに」に、「よつて」を「より」に改め、同条第4項中「規定によつて自動車税」を「規定により種別割」に、「当該自動車税」を「当該種別割」に改め、同条第5項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第144条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは」を「新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（第3項において「変更登録」という。）又は移転登録の申請をする場合には」に、「際」を「ときに」に、「第9条の2」を「第9条の17」に改め、同項第5号中「法第145条第3項」を「第138条第3項」に改め、同条第3項中「道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録」を「新規登録、変更登録又は移転登録」に改め、同条第4項中「自動車税」を「種別割」に、「第1項の例」を「第1項の規定の例」に改め、同条

第5項中「法第145条第2項」を「第138条の2第1項」に改める。

第145条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「法第145条第2項」を「第138条の2第1項」に、「によつて」を「により」に改める。

第146条の前の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ついては」を「対しては」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第146条の2第1項中「ついては」を「対しては」に、「自動車税額」を「種別割額」に、「第150条第2項」を「第177条の10第2項」に、「減免」を「軽減」に改める。

附則第5条の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改め、同条第4項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第6条第1項中「100分の4」を「100分の1.8」に改め、同条第2項中「4分の0.8」を「1.8分の0.8」に改める。

附則第14条及び第15条を次のように改める。

#### 第14条及び第15条 削除

附則第15条の2から第15条の4までを削る。

附則第17条の3の次に次の1条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

**第17条の4** 営業用の自動車に対する第139条の3第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項において準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項において準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

附則第18条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

附則第19条の見出し中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第1項中「電気自動車」の次に「（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）」を、「天然ガス自動車」の次に「（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第9条の2第1項に規定するものをいう。）」を加え、「第5条第2項で定める」を「第5条第1項に規定する」に、「第5条第3項で定める」を「第5条第2項に規定する」に、「電力併用自動車」を「第139条の3第1項第1号に規定する電力併用自動車」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第140条第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に、「第140条第1項及び第2項」を「同項及び同条第2項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第138条の2第3項」に、「この条」を「この号及び次号」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第139条の3第1項第2号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

（沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第3条** 沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成25年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第4号中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条中沖縄県税条例第4条第2項の改正規定（「滞納処分」の次に「その他の規則で定める事項」を加える部分に限る。）、同条第3項の改正規定、第9条第1項第5号イの改正規定並びに附則第5条の2第1項及び第4項の改正規定、第3条の規定並びに附則第9項（第3号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日
  - (2) 第1条の規定、第2条中沖縄県税条例第46条第1項第2号、第47条第2号、第48条第1項第1号並びに第49条第1項及び第2項の改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定 平成29年4月1日

(3) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)並びに次項並びに附則第4項、第6項から第8項まで、第9項(沖縄県行政機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第33号)第2条の2第1項の改正規定(「及び自動車取得税」を削る部分に限る。))及び第10項から第13項までの規定 平成31年10月1日

(法人の県民税に関する経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

6 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

7 施行日が大气污染防治法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における新条例第139条の3第1項の規定の適用については、同項第1号中「第2条第16項」とあるのは、「第2条第14項」とする。

8 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の

種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(沖縄県行政機関設置条例の一部改正)

- 9 沖縄県行政機関設置条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項第6号中「滞納処分に関する事務」を「滞納処分その他の沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）で定める事務」に改める。

第2条の2第1項中「及び自動車取得税」を削り、「滞納処分に関する事務」を「滞納処分その他の沖縄県税条例施行規則で定める事務に関するもの」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正)

- 10 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和47年沖縄県条例第89号）の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第1条から第3条までの規定中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第4条第1項中「自動車税の」を「自動車税の種別割の」に、「自動車税証紙」を「自動車税（種別割）証紙」に、「当該自動車税を」を「当該自動車税の種別割を」に改め、同条第2項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第1号中「自動車税の納税済証紙」を「自動車税（種別割）納税済証紙」に改める。

第1号様式中「自動車税証紙」を「自動車税（種別割）証紙」に、「Automobile Tax Stamp」を「Automobile Tax (Category Base) Stamp」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 前項の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(沖縄県産業廃棄物税条例の一部改正)

- 12 沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正す



る。

第3条中「(12) 狩猟税」を「(11) 狩猟税」に、「(13) 産業廃棄物税」を「(12) 産業廃棄物税」に改める。

(沖縄県石油価格調整税条例の一部改正)

13 沖縄県石油価格調整税条例（平成27年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「(11) 固定資産税」を「(10) 固定資産税」に、「(12) 石油価格調整税」を「(11) 石油価格調整税」に改める。

---

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第59号

### 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項を次のように改める。

2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った後、遅滞なく、規則で定める提出書を知事に提出して行わなければならない。

第23条（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第24条（見出しを含む。）及び第25条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における

同項に規定する認定特定非営利活動法人等による海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の提出については、改正後の第21条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第60号

### 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和50年沖縄県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「よつて」を「よって」に改める。

第3条第1項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第2項中「割り振つて」を「割り振って」に改める。

第4条第2項中「よつて」を「よって」に、「行つた」を「行った」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 負担金の利率は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2項の農林水産大臣の定める率とする。

第5条第1項中「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に、「すべて」を「全て」に、「なつている」を「なっている」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「よつて」を「よって」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第3項の規定は、国営土地改良事業に係る負担金（沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例第1条に規定する負担金をいう。）でその徴収期間の始期が平成28年度であるものの利率から適用し、その徴収期間の始期が平成27年度以前であるもの

の利率については、なお従前の例による。

---

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第61号

### 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,666人」を「2,766人」に、「104人」を「106人」に、「215人」を「220人」に、「1,540人」を「1,601人」に、「807人」を「839人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

---

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第62号

### 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和50年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 沖縄県迷惑行為防止条例

第1条中「暴力的不良行為等」を「行為等」に改める。

第3条中「卑わいな言動」を「次に掲げる行為」に改め、同条に次の各号及び3項を加える。

- (1) 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から直接他人の身体に触れること。
  - (2) 人の通常衣服で隠されている身体又は下着（以下「下着等」という。）をのぞき見すること。
  - (3) 人の下着等を撮影し、又は撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を向け、若しくは設置すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、正当な理由がないのに、人の衣服等を透かして見ることのできる写真機等を用いて、公共の場所にいる他人又は公共の乗物に乗っている他人の下着等を見、又は撮影してはならない。
- 3 何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所で当該状態にある他人を撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。
- 4 何人も、正当な理由がないのに、事務所、会議室、教室その他の公共の場所以外の場所であつて、多数の者が利用するような場所において、他人の下着等を撮影してはならない。

第4条第1項第2号及び第4号並びに第3項第1号及び第2号中「通常衣服で隠されている身体又は下着」を「下着等」に改める。

第16条中「第10条第1項第2号、第11条第1項若しくは第2項、第12条第1項（第4条第1項に係る部分に限る。）若しくは第2項」を「第11条第1項第2号、第12条第1項若しくは第2項、第13条第1項（第4条第1項に係る部分に限る。）若しくは第2項」に、「第13条」を「第14条」に、「第14条」を「第15条」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条の前の見出しを削り、同条第1項第1号中「第3条」を「第3条第1項から第3項まで」に改め、「違反した者」の次に「（前条第1項第1号の規定に該当する者を除く。）」を加え、同条を第11条とし、第9条の次に次の見出し及び1条を加える。

（罰則）

**第10条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に

処する。

(1) 第3条第1項（第3号に係る部分に限る。）、第2項又は第3項の規定に違反して撮影した者

(2) 第3条第4項の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第63号

**沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表運転免許試験手数料の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「7,400円」を「7,050円」に改め、同表検査手数料の項中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、同表再試

<p>「</p> <p>試験手数料の項中</p>	<p>普通自動車免許に係る再試験</p>	<p>1,950円（道交法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会</p>	<p>を</p>
--------------------------	----------------------	---	----------

	受ける場合にあつては、2,850円)
--	--------------------

準中型自動車免許に係る再試験	2,000円（道交法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,650円)
普通自動車免許に係る再試験	1,950円（道交法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円)

に改め、同表技能

検定員審査手数料の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「23,450円」を「23,100円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「14,950円」を「14,600円」に改め、同表講習手数料の項中

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習1時間について4,650円
-----------------------	-----------------

を

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するもの	講習1時間について4,100円
--	-----------------

に、

に限る。)			
準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習 1 時間について	3,400円	
」			
「			
道交法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間について	2,050円
を			
」			
「			
道交法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習 1 時間について	2,150円
	普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間について	2,050円
に、			
」			
「			
道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	5,600円（当該講習が道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,200円）	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	2,250円	
を			
」			
「			
道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の	4,650円	

		<p>4 第 2 項又は第101条の7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</p>		<p>に改める。</p>
		<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第97条の2 第 1 項第 3 号イ又は第101条の4 第 2 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>4,650円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「道交法施行規則」という。）第39条で定める基準に該当するものにあつては、7,550円）</p>	
		<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第101条の7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>5,650円</p>	
		<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第97条の2 第 1 項第 3 号イ、第101条の4 第 2 項又は第101条の7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>2,000円</p>	



	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,000円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道交法施行規則第39条で定める基準に該当するものにあつては、4,300円）	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,400円	

別表第9第2項の表の1の項から6の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,800円」を「2,450円」に改め、同表の備考2中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

別表第9第3項の表の1の項から6の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,850円」を「2,500円」に改め、同表の備考2中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第6条第1項

各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する改正後の沖縄県警察関係手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第9の規定の適用については、同表第1項の表再試験手数料の項中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道交法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表講習手数料の項中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。

3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）附則第17条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料の額については、改正後の条例別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 規 則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第75号

#### 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、雇用保険法第56条の3第1項第2号」を「、同項第2号」に改め、「第6号の規定による退職手当」の次に「のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当」を加え、「広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（第16号様式）」を「求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（第16号様式）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（第16号様式の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（第16号様式の3）」に改め、「それぞれ受給資格者証」の次に「、高年齢受給資格者証」を加え、同項ただし書中「、受給資格者証」の次に「、高年齢受給資格者証」を加え、同条第2項中「、受給資格者証」の次に「、高年齢受給資格者証」を加える。

「(イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 第8号様式（裏面）中 (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等	「(イ) 職業紹介事業者に を (ウ) 派遣元事業主によ 」 (エ) 公的機関等による
---	---

による職業相談、職業紹介等  
 派遣就業相談等 に改める。  
 職業相談、職業紹介等 」

第9号様式中「第23条第1項」を「第25条第1項」に、「沖縄振興特別措置法第81条に基づく職業訓練」を「雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの」に改める。

第11号様式中 「 就業手当支給日数 | 早期就業支援金支給日数 | を

「

就業手当支給日数	
----------	--

」に改める。

第12号様式中 「

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

」を「

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

」に改

め、同様式(裏)中3を次のように改める。

3 ⑨欄は、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができる全ての給付の番号)を○で囲むこと。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)による傷病手当金
- (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)による休業補償又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付若しくは休業給付
- (3) 船員法(昭和22年法律第100号)による傷病手当
- (4) 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)その他各種の共済組合法による傷病手当金
- (6) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による傷病手当金
- (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号)による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
- (8) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)による障害補償費

第12号様式の2中

「

給付日数		給付制限日数	日
------	--	--------	---

」を

「

退職事由		
給付日数	給付制限日数	日

」に改める。

第13号様式中

「

給付日数	日	給付制限日数	日
------	---	--------	---

」を

「

退職事由			
給付日数	日	給付制限日数	日

」に改める。

第13号様式の4(裏)中8の次に次のように加える。

9 ※印欄には、記載しないこと。

第13号様式の5注1を次のように改める。

1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1か月以内に、申請者の元の任命権者に提出すること。

第13号様式の6(裏面)1中「再就職手当」を「再就職手当に相当する退職手当」に改め、「なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。」を削り、同様式(裏面)5中「再就職手当」を「再就職手当に相当する退職手当」に改める。

第14号様式注1を次のように改める。

1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1か月以内に、申請者の元の任命権者に提出すること。

第14号様式注2中「、受給資格者証」の次に「、高年齢受給資格者証」を加える。

第15号様式注中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、同様式注1中「、受給資格者証」の次に「、高年齢受給資格者証」を加え、同様式注中1を2とし、同様式注2の前に次のように

加える。

1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1か月以内に、原則として申請者の元の任命権者に提出すること。

第16号様式中「広域求職活動費」を「求職活動支援費（広域求職活動費）」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費（広域求職活動費）」に改め、同様式注1を次のように改める。

1 この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に申請者の元の任命権者に提出すること。

第16号様式の次に次の2様式を加える。

**第16号様式の2（第20条関係）（表面）**

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格者証番号	
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講終了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費（入学料を含む。） （円）
					資格名 〔 分類 <input type="checkbox"/> （1～9） 裏面参照	円
沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則第20条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）の支給を申請します。 年 月 日 元の任命権者 殿 申請者氏名 ㊞						
※ 処理 欄	支給決定年月日 年 月 日					
	計算欄					支給額（円）
						円
備考欄						

						班長		班	
--	--	--	--	--	--	----	--	---	--

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1か月以内に、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、申請者の元の任命権者に提出すること。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があつた際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。
  - (1) 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
  - (2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」  
教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。）、教育訓練実施者に対する分割払い等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。
  - (3) 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要。）
- 3 申請書の記載について
  - (1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載すること。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他

- (2) 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の両方に記載された額と同一額となつていることを確認すること。  
なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となつていることを確認すること。
- (3) ※印欄には、記載しないこと。

第16号様式の3（第20条関係）（表面）

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名			性別	男・女	受給資格者証番号			
	住所又は居所								
1 保育サービス	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用（自己負担分） （円）
	①	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	〔 〕 <small>(01~14)裏面参照</small>		日	円
	②	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	〔 〕 <small>(01~14)裏面参照</small>		日	円
	③	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	〔 〕 <small>(01~14)裏面参照</small>		日	円

④	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	〔 〕 <small>(01~14)裏面参照</small>		日	円
---	-----------------------	--	--	---	-----------------------------------	--	---	---

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則第20条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）の支給を申請します。

年 月 日

元の任命権者 殿 申請者氏名 ⑨

※ 処 理 欄	支給決定年月日 年 月 日		
	項番	計算欄	支給額 (円)
	①		円
	②		円
	③		円
	④		円
	合計		円

備考	
----	--

						班 長		班	
--	--	--	--	--	--	--------	--	---	--

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動関係役務利用費））中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動関係役務利用費））に、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、申請者の元の任命権者に提出すること。  
ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書を提出する場合にあつては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4か月以内に行うこと。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があつた際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。
  - (1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」  
保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい。）、保育等サービス事業者に対する分割払い等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。
  - (2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練修了証

明書」など。)

- (3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類

### 3 申請書の記載について

- (1) 1 欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであつて、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。
- (2) 1 欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。
- (3) 1 欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

01 認可保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定子ども園で行う保育	08 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	(認可外保育施設が行う保育等)

- (4) 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額と同一額となつていることを確認すること。

- (5) ※印欄には、記載しないこと。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第76号

#### 沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(沖縄県税条例施行規則の一部改正)

- 第1条** 沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条の4」を「第40条」に、「第5節 自動車取得税（第35条—第40条）」を「第5節 軽油引取税（第41条—第48条）」

軽油引取税（第41条—第48条）」に改める。

第3条第6号中「第118条第1項第1号」を「第139条の12第1項第1号」に、「自動車に係る自動車の取得に対する自動車取得税の減免」を「自動車に対する自動車税の環境性能割の免除」に改め、同条第7号中「第118条第1項第2号」を「第139条の12第1項第2号」に、「自動車の取得に対する自動車取得税の減免」を「自動車に対する自動車税の環境性能割の免除」に改め、同条第8号中「第118条第1項第3号」を「第139条の12第1項第3号」に、「自動車の取得に対する自動車取得税の減免」を「自動車に対する自動車税の環境性能割の免除」に改め、同条第9号中「第118条第1項第4号」を「第139条の12第1項第4号」に、「自動車の取得に対する自動車取得税の減免」を「自動車に対する自動車税の環境性能割

の免除」に改め、同条第10号中「第118条第1項第5号」を「第139条の12第1項第5号」に、「自動車の取得に対する自動車取得税の減免」を「自動車に対する自動車税の環境性能割の免除」に改め、同条第11号中「第118条第2項第1号」を「第139条の12第2項第1号」に、「自動車の取得に対する自動車取得税の減免」を「自動車に対する自動車税の環境性能割の軽減」に改め、同条第12号中「第118条第2項第2号」を「第139条の12第2項第2号」に、「自動車の取得に対する自動車取得税の減免」を「自動車に対する自動車税の環境性能割の軽減」に改め、同条第13号から第18号までの規定中「自動車税の減免」を「自動車税の種別割の免除」に改め、同条第19号中「自動車税の減免」を「自動車税の種別割の軽減」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(条例第4条第2項及び第3項に規定するその他の規則で定める事項)

**第3条の2** 条例第4条第2項及び第3項に規定するその他の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 滞納処分に関する事項
  - (2) 法第11条第1項に規定する第二次納税義務者（法第11条の9の規定により第二次納税義務を有する者を除く。）に対する同項に規定する告知及び同条第2項に規定する督促に関する事項
  - (3) 条例第10条の2から第10条の10まで及び法第15条の7から第15条の9までに規定する納税の猶予に関する事項
  - (4) 法第1章第9節に規定する納税の猶予に伴う担保等に関する事項
- 第12条第1号中「、鉦区税及び自動車取得税」を「及び鉦区税」に改める。  
第13条の2中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。  
第2章第5節の節名を削る。  
第35条から第40条までを次のように改める。

**第35条から第40条まで** 削除

第2章第5節の2を同章第5節とする。

第49条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改める。

第49条の2を第49条の8とし、第49条の次に次の6条を加える。

(環境性能割の納税済印の押印)

**第49条の2** 自動車税事務所又は宮古事務所若しくは八重山事務所の長は、条例第139条の8の規定により現金の納付を受けた場合には、条例第139条の6第1項又は第139条の7第1項若しくは第2項の規定によつて提出する申告書又は修正申告書に、納税済印を押印しなければならない。

(環境性能割の免除等に関する申請書等の記載事項)

**第49条の3** 条例第139条の10第6項に規定する申告書又は申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲渡担保財産の取得者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の車名及び型式
- (3) 譲渡担保財産の取得年月日
- (4) 譲渡担保財産を譲渡担保財産の設定者に移転する年月日
- (5) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 条例第139条の11第3項に規定する申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車の取得者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の取得年月日及び返還年月日
- (3) 自動車の車名及び型式
- (4) 自動車の返還の理由
- (5) 自動車の取得価額及び環境性能割額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(環境性能割の減免に関する身体障害者等の範囲)

**第49条の4** 条例第139条の12第1項第2号及び第3号並びに第2項に規定する身体障害者及び精神障害者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者



福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの。ただし、身体障害者と生計を一にする者が取得する自動車並びに身体障害者のために当該身体障害者と生計を一にする者が運転する自動車及び身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者のために当該身体障害者を常時介護する者が運転する自動車に係る身体障害者については、音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について3級の2、3級の3及び4級から6級までの各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について3級（一下肢のみに運動機能障害をもつものに限る。）から6級までの各級に該当する者以外のものとする。

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
小腸の機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝臓の機能障害	1級から3級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2又は第1号表の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの。ただし、戦傷病者と生計を一にする者が取得する自動車並びに戦傷病者のために当該戦傷病者と生計を一にする者が運転する自動車及び身体障害者等のみで構成される世帯の戦傷病者のために当該戦傷病者を常時介護する者が運転する自動車に係る戦傷病者については、音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について第4項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外のものとする。

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各級

平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者のうち、知的障害者の障害に関し厚生労働大臣が定める基準に規定する重度の障害に該当する障害を有するもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するものであつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。以下「自立支援医療受給者証」という。）の交付を受けているもの

（環境性能割の減免の対象となる自動車）

**第49条の5** 条例第139条の12第1項第2号に規定する規則で定める自動車は、次に掲げるもの（1台に限る。）であつて、自動車検査証又は軽自動車届出済証に事業用と記載されているものを除くものとする。

- (1) 専ら身体障害者が運転する自動車
- (2) 専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業（以下「通学等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車
- (3) 専ら身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等の通学等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車

2 条例第139条の12第1項第3号に規定する規則で定める自動車は、専ら身体障害者等の利用に供するため、車いすの昇降若しくは固定のための装置又は浴そうを装着する等特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられたものとする。

3 条例第139条の12第1項第4号に規定する規則で定める自動車は、同号に規定する社会福祉法人が次に掲げる事業の用に供するための自動車（主として事務の用に供する自動車を除く。）とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる事業又は同項第7号に掲げる事業のうち授産施設を経営する事業
- (2) 社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる事業のうち障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
- (3) 社会福祉法第2条第3項第3号から第4号の2までに掲げる事業
- (4) 社会福祉法第2条第3項第5号に掲げる事業のうち身体障害者の更生相談に応ずる事業
- (5) 社会福祉法第2条第3項第6号に掲げる事業

4 条例第139条の12第2項に規定する規則で定める自動車は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者等の利用に供するため、車いすの昇降若しくは固定のための装置又は浴そうを装着する等特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられたもので、身体

障害者等以外の者の利用にも併せて供されるもの

- (2) 専ら身体障害者が運転するために、運転装置若しくは制御装置等が特別の仕様により製造された自動車又は運転装置若しくは制御装置等に構造変更が加えられた自動車  
(環境性能割の減免に関する申請書の記載事項)

**第49条の6** 条例第139条の12第3項の申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第139条の12第1項第1号に該当する自動車の取得者に係るもの
- ア 申請者の所在地及び名称
  - イ 自動車の種類及び登録番号又は車両番号
  - ウ 自動車の主たる定置場の所在地
  - エ 救急自動車又は血液事業の用に供する自動車の別
- (2) 条例第139条の12第1項第2号に該当する自動車の取得者に係るもの
- ア 免除を受ける者の住所及び氏名並びに免除を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
  - イ 身体障害者等の住所、氏名及び年齢
  - ウ 自動車を運転する者の住所及び氏名並びに身体障害者等との関係
  - エ 身体障害者手帳等の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
  - オ 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件
  - カ 自動車の登録番号又は車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- (3) 条例第139条の12第1項第3号及び第2項各号に該当する自動車の取得者に係るもの
- ア 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名）
  - イ 自動車の登録番号又は車両番号、車台番号、型式及び主たる定置場
  - ウ 特別の仕様により製造された自動車の装置の種類又は構造変更された部分の名称
  - エ 運転する身体障害者の住所、氏名、年齢、身体障害者手帳の番号及び交付年月日並びに障害名及び障害の程度
  - オ 運転する身体障害者の運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件
  - カ 利用する身体障害者等の障害の程度及び割合
- (4) 条例第139条の12第1項第4号及び第5号に該当する自動車の取得者に係るもの
- ア 法人又は協議会の所在地、名称及び代表者の氏名
  - イ 自動車の登録番号又は車両番号、種類及び使用目的
  - ウ 自動車の所有者の所在地及び名称
  - エ 事業の名称
- (条例第139条の12第3項に規定する規則で定める書面)

**第49条の7** 条例第139条の12第3項に規定する規則で定める書面は、身体障害者手帳（戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（以下「身体障害者手帳等」という。）とする。

- 2 減免の対象となる自動車が身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者によつて運転されるものであるときは、当該自動車が専ら身体障害者等の通学等のために運転されるものであることの証明書を添付しなければならない。

- 3 前項の証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者が発行するものに限る。

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている身体障害者又は知的障害者 当該身体障害者又は知的障害者の居住地を管轄する福祉に関する事務所（社会福祉法第14条第1項の規定により市が設置する福祉に関する事務所及び同条第3項の規定により町村が設置する福祉に関する事務所をいう。）の長（以下「福祉事務所長」という。）又は町村（福祉に関する事務所を設置しない町村に限る。）の長
- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者 沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長
- (3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の交付を受けている精神障害者 当該精神障害

者の居住地を管轄する保健所の長

第50条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条前段中「第36条」を「第49条の4」に改め、同条後段中「第36条第1号ただし書及び第2号ただし書」を「第49条の4第1号ただし書及び第2号ただし書」に改める。

第51条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改める。

第52条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条前段中「第38条」を「第49条の5第3項」に改め、同条後段を削る。

第53条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第39条」を「第49条の7」に改める。

第54条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項第1号中「減免」を「免除」に改める。

第55条第1項第2号中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項第2号中「自動車税納税通知書」を「自動車税（種別割）納税通知書」に改める。

附則第2項中「自動車税の」を「自動車税の種別割の」に改める。

附則第5項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

別表4の項中「納付書（自動車税用）」を「納付書（自動車税（種別割）用）」に、「納付書（自動車取得税用）」を「納付書（自動車税（環境性能割）用）」に改め、同表5の項中「督促状（自動車税用）」を「督促状（自動車税（種別割）用）」に改め、同表38の項中「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に改め、同表中

103 条例第116条第2項の申告書	自動車取得税修正申告書	第127号様式
104 条例第118条第3項の申請書	自動車取得税減免申請書（その1）	第128号様式
	自動車取得税減免申請書（その2）	第129号様式
	自動車取得税減免申請書（その3）	第130号様式
	自動車取得税減免申請書（その4）	第131号様式
104の2 第39条第2項の証明書	生計同一証明書	第131号様式の2
	常時介護証明書	第131号様式の3
105 条例第119条の通知書	自動車取得税更正（決定）通知書	第132号様式

を

103から105まで 削除	
---------------	--

に、

128から135まで 削除	
---------------	--

を

128及び129 削除		
130 条例第139条の7第2項の申告書	自動車税（環境性能割）修正申告書	第160号様式
131 条例第139条の10第6項の申告書及び申請書	自動車税（環境性能割）納税義務免除申告書（還付申請書）	第161号様式

132 条例第139条の11第3項の申請書	自動車税（環境性能割）納税義務免除（還付）申請書	第162号様式	に改め、同表
133 条例第139条の12第3項の申請書	自動車税（環境性能割）減免申請書（その1）	第163号様式	
	自動車税（環境性能割）減免申請書（その2）	第163号様式の2	
	自動車税（環境性能割）減免申請書（その3）	第163号様式の3	
	自動車税（環境性能割）減免申請書（その4）	第163号様式の4	
134 第49条の7第2項の証明書	生計同一証明書	第164号様式	
	常時介護証明書	第164号様式の2	
135 条例第139条の13の通知書	自動車税（環境性能割）更正（決定）通知書	第165号様式	

136の項中「第151条第2項」を「第177条の11第2項」に、「納税通知書（自動車税定期賦課用）」を「納税通知書（自動車税（種別割）定期賦課用）」に、「納税通知書（自動車税随時賦課用）」を「納税通知書（自動車税（種別割）随時賦課用）」に改め、同表137の項中「第56条」を「第49条の2」に改め、同表139の項中「自動車税減免申請書」を「自動車税（種別割）減免申請書」に改め、同表140の項中「自動車税減額申請書」を「自動車税（種別割）減額申請書」に改め、同表176の項中「自動車税の免除対象バスの認定申請書」を「自動車税（種別割）の免除対象バスの認定申請書」に改める。

第13号様式中「自動車税用」を「自動車税（種別割）用」に、自 動 車 税 を

自動車税（種別割） に改め、同様式注を削る。

第14号様式中「自動車取得税用」を「自動車税（環境性能割）用」に、自 動 車 取 得 税 を 自動車税（環境性能割） に改め、同様式に注として次のように加える。

注1 この様式は、自動車税環境性能割の不足税額及びその延滞金額、自動車税環境性能割の過少申告加算金額及び不申告加算金額並びに自動車税環境性能割の重加算金額を納付する場合に用いる。

2 この様式は、軽自動車税環境性能割の不足税額及びその延滞金額、軽自動車税環境性能割の過少申告加算金額及び不申告加算金額並びに軽自動車税環境性能割の重加算金額を納付する場合に準用する。この場合において、「自動車税（環境性能割）」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」と読み替えるものとする。

第17号様式（表）中「自動車税用」を「自動車税（種別割）用」に、「自動車税（領収証書）」を「自動車税（種別割）領収証書」に、「第145条」を「第146条」に改め、同様式（裏）中「、ココストア、エブリワン」を削る。

第20号様式中「個人番号（法人番号）」を「法人番号」に改め、同様式注2中「個人番号（法人番号）」を「法人番号」に、「第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号」を「第2条第15項に規定する法人番号」に改める。

第54号様式（表）中 (2) □ 自動車税 を (2) □ 自動車税 に改める。

「」  
「 (種別割)」

第54号様式の2中「自動車税納税証明書用」を「自動車税(種別割)納税証明書用」に改める。

第58号様式中「自動車税納税証明書」を「自動車税(種別割)納税証明書」に改める。

第78号様式(裏)、第86号様式(裏)及び第86号様式の2(裏)中「、コストア、エブリワン」を削る。

第127号様式から第132号様式までを次のように改める。

**第127号様式から第132号様式まで 削除**

第155号様式から第165号様式までを次のように改める。

**第155号様式から第159号様式まで 削除**

第160号様式 (用紙 日本工業規格 A 4 横長型)

沖縄県		事務所長 殿		年 月 日		自動車税 (環境性能割) 修正申告書		取扱者		受 付 印	
登録番号	号			登録年月日		申告区分		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 移転		<input type="checkbox"/> 使用者の変更 <input type="checkbox"/> 販売業者等の使用開始	
主たる定置場の所在地		住 ( 居 ) 所 等		氏 ( 法 人 の 名 称 )		当初申告年月日		千		円	
初年度登録年	車名及び型式	種 別	車 台 番 号	電 話 号	取得原因	取得価格	買 与 ( )	課税標準額	⑦+① ①	②	③
年	普通 □小型 □三輪 □ ( )	( )	総排気量又は積載量	( )	取得価格	( )	( )	税額①× ( ) %	延滞金 ③	小 計 ②+③ ④	既確定税額 ⑤
修理 申告 その他	付加物の価格		( )		( )		( )		差引納付額 ④-⑤	※納付状況	
備考											

- 注1 この様式は、自動車税環境性能割について修正申告をする場合に用いる。
- 2 この様式は、軽自動車税環境性能割について修正申告をする場合に準用する。この場合において、「自動車税 (環境性能割) 修正申告書」とあるのは「軽自動車税 (環境性能割) 修正申告書」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「登録年月日」とあるのは「取得・変更・廃車等年月日」と、「初年度登録年」とあるのは「初年度検査年」と読み替えるものとする。
- 3 □には、該当するものに☒のように記入してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

第161号様式 (用紙 日本工業規格A 4縦長型)

自動車税 (環境性能割) 納税義務免除申告書 (還付申請書)

年 月 日

沖縄県 事務所長 殿

納税義務者  
住所  
氏名又は名称  
電話番号

印

沖縄県税条例第139条の10第1項に規定する納税義務の免除を受けたいので申告 (申請) します。

登録番号		車名及び初度登録年		型式・形状類別区分番号	取得年月日
		年			年 月 日
年度	課税標準額	税額	納期限		返還予定期日
年度	円	円	年 月 日		年 月 日
譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名 (名称)					
備考					

注1 譲渡担保契約書等その事実を証する書類を添付してください。

2 この様式は、軽自動車税環境性能割について法第458条第1項の規定の適用があるべき旨の申告をする場合に準用する。この場合において、「自動車税 (環境性能割) 納税義務免除申告書」とあるのは「軽自動車税 (環境性能割) 納税義務免除申告書」と、「沖縄県税条例第139条の10第1項」とあるのは「地方税法第458条第1項」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「車名及び初度登録年」とあるのは「車名及び初度検査年」と読み替えるものとする。

第162号様式 (用紙 日本工業規格A 4縦長型)

自動車税 (環境性能割) 納税義務免除 (還付) 申請書

年 月 日

沖縄県 事務所長 殿

納税義務者  
住所  
氏名又は名称

印



電話番号

沖縄県税条例第139条の11第1項に規定する納税義務の免除を受けたいので申請します。

登録番号		取得年月日	年 月 日
車名・初度登録年		年 納期限	年 月 日
型式・形状類別区分番号		取得価額	円
返還年月日	年 月 日	税額	円
上記自動車を購入し返還した自動車販売業者	住所		
	氏名(名称)	印	
返還の理由			

注1 この様式は、自動車を取得した者が1月以内に販売業者に自動車を返還した場合の納税義務の免除申請及び還付申請に用いる。

2 上記自動車を購入し返還した自動車販売業者の住所欄には、営業所名まで記入してください。

3 この様式は、軽自動車税環境性能割について法第459条第1項の規定による納税義務の免除等を申請する場合に準用する。この場合において、「自動車税(環境性能割)納税義務免除(還付)申請書」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)納税義務免除(還付)申請書」と、「沖縄県税条例第139条の11第1項」とあるのは「地方税法第459条第1項」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「車名及び初度登録年」とあるのは「車名及び初度検査年」と読み替えるものとする。

第163号様式(用紙 日本工業規格A4縦長型)

自動車税(環境性能割)減免申請書(その1)

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

次のとおり自動車税環境性能割の免除の申請をします。

登 録 番 号	
種 類	
定 置 場 の 所 在 地	
用 途 区 分	救急自動車・血液事業の用に供する自動車
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 価 額	
申 告 税 額	
自 動 車 の 使 用 目 的	
備 考	

注1 この様式は、自動車税環境性能割について沖縄県税条例第139条の12第3項の規定（同条第1項第1号該当）により、免除の申請をする場合に用いる。

2 用途区分は該当するものに○印をしてください。

3 この様式は、軽自動車税環境性能割について免除の申請をする場合に準用する。  
 この場合において、「自動車税（環境性能割）減免申請書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）減免申請書」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「自動車」とあるのは「軽自動車」と読み替えるものとする。

第163号様式の2（用紙 日本工業規格A4縦長型）

自動車税（環境性能割）減免申請書（その2）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり自動車税環境性能割の免除を申請します。

身 体 障 害 者 等	住 所		登 録 番 号
	氏 名	㊟	登 録 年 月 日 年 月 日
	生年月日及び 年 齢	年 月 日 (満 歳)	車 種
	手 帳 番 号		車 名
	手 帳 交 付 年 月 日	年 月 日	車 台 番 号
	障 害 名		種 別
	障 害 の 等 級 又 は 程 度		自家用営業用の別
	申 請 者 と 関 係		定 置 場
	住 所		取 得 年 月 日 年 月 日

運 転 者	氏 名	Ⓣ		取得価格	
	運転免許証の 番 号			申告税額	
	運転免許証の 交付年月日	年	月	日	所有者 住所
	運転免許証の 有効期限	年	月	日	氏名
	免許証の種類 及び条件			使用者 住所	
	身体障害者等 との関係			氏名	
自動車の使用目的					

注1 この様式は、自動車税環境性能割について沖縄県税条例第139条の12第3項の規定（同条第1項第2号該当）により、免除の申請をする場合に用いる。

2 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証並びに運転免許証を提示してください。

3 免除の対象となる自動車が、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者によつて運転されるものであるときは、福祉事務所長、町村の長、沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長又は保健所長が発行する当該事実の証明書を添付してください。

4 この様式は、軽自動車税環境性能割について免除の申請をする場合に準用する。この場合において、「自動車税（環境性能割）減免申請書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）減免申請書」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「登録年月日」とあるのは「取得・変更・廃車等年月日」と、「自動車」とあるのは「軽自動車」と読み替えるものとする。

第163号様式の3（表）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

自動車税（環境性能割）減免申請書（その3）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ Ⓣ

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり自動車税環境性能割の減免を申請します。

減 免 申 請 対	登録番号	登録年月日	初度登録年	検査証有効期限	自家用、営業用の別
	車台番号	型 式	種 別	主たる定置場	乗車定員又は 最大積載量

象 自 動 車	構造変更等の概要	変 更 部 分	設 置 し た 装 置 等
申請の理由	(ア) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車であるため (イ) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車であるため (ウ) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車であるため		

(裏)

申 告 税 額 ①		円
減 免 額	(ア)の場合	自動車税環境性能割の全額 ② 円
	(イ)又は(ウ)の場合	構造変更に必要な費用×税率 ( ) 円 円× $\frac{( )}{100}$ ②
納付すべき自動車税環境性能割額①－② ③		円
※ 運 転 す る 身 体 障 害 者	住 所	
	氏 名	④
	生年月日及び年齢	年 月 日 ( 歳)
	手 帳 番 号	
	手 帳 交 付 年 月 日	年 月 日
	障 害 名	
	障害の級別又は程度	
	運転免許証の番号	
	運転免許証の交付年月日	年 月 日
	運転免許証の有効期限	年 月 日
免許の種類及び条件		
雇 用 年 月 日	年 月 日	
利用する身体障害者等の障害の程度及び割合		

注1 この様式は、自動車税環境性能割について沖縄県税条例第139条の12第3項の規定(同条第1項第3号又は第2項該当)により、減免の申請をする場合に用いる。

2 申請の際に、次の資料を添付してください。

(1) 外観図及び改造部分詳細図(陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所に提出した改造自動車等届出書の添付資料の写しでもよい。)又は改造部分の写

真

- (2) 自動車検査証の写し
- (3) その他必要な書類
  - ア 法人使用の自家用車の場合にあつては、定款の写し又は現在事項全部証明書、事業実施に必要な手続が済んでいることが確認できる書類及び運行目的・実績を証明する書類
  - イ 個人使用の自家用車の場合にあつては、次の書類
    - (ア) 介護手帳又は医師の診断書等運行目的を証明する書類
    - (イ) 申請者が身体障害者等でないときにあつては、身体障害者等との関係を証明する書類
    - ウ 事業用自動車の場合にあつては、事業許可書の写し
- 3 ※印欄は、申請の理由が(ウ)に該当する場合のみ記入してください。
- 4 この様式は、軽自動車税環境性能割について減免の申請をする場合に準用する。この場合において、「自動車税（環境性能割）減免申請書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）減免申請書」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「登録年月日」とあるのは「取得・変更・廃車等年月日」と、「初度登録年」とあるのは「初度検査年」と、「自動車税環境性能割額」とあるのは「軽自動車税環境性能割額」と、「自動車」とあるのは「軽自動車」と読み替えるものとする。

第163号様式の4（用紙 日本工業規格A4縦長型）

自動車税（環境性能割）減免申請書（その4）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり自動車税環境性能割の免除の申請をします。

登録番号		種類	
定置場		事業名	
所有者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
現に使用する者			
自動車の使用目的及び用途			

備 考	
-----	--

- 注1 この様式は、自動車税環境性能割について沖縄県税条例第139条の12第3項の規定（同条第1項第4号又は第5号該当）により、免除の申請をする場合に用いる。
- 2 社会福祉法人又は社会福祉協議会の定款の写しを添付してください。
  - 3 所有者と現に使用する者が異なる場合には、現に使用する者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記入してください。
  - 4 この様式は、軽自動車税環境性能割について免除の申請をする場合に準用する。この場合において、「自動車税（環境性能割）減免申請書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）減免申請書」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「自動車」とあるのは「軽自動車」と読み替えるものとする。

第164号様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

生 計 同 一 証 明 書			
身 体 障 害 者 等		左 と 生 計 を 一 に す る 者	
住 所		左 に 自 動 車 を 運 転 す る 者 等 の た め	住 所
			氏 名
氏 名			生 年 月 日 及 び 年 齢
			職 業
生年月日 及び年齢			身体障害者等 との関係
職 業			運 転 免 許 号 証 番 号
手帳番号		自 動 車 の 所 有 者 又 は 使 用 者	住 所
			氏 名
手帳交付 年 月 日			生 年 月 日 及 び 年 齢
			職 業
障 害 名			身体障害者等 との関係
			登 録 番 号 又 は 車 両 番 号
			自 動 車 の 使 用 目 的
<p>上記右欄の者は、左欄の者と生計を一にし、その者の通学、通院、通所又は生業のために運転する者であることに相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>			

福 祉 事 務 所 長 町 村 長 沖 縄 県 平 和 援 護 ・ 男 女 参 画 課 長 保 健 所 長	印
--	---

注 この証明書は、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者については福祉事務所長又は町村の長が、戦傷病者手帳の交付を受けている者については沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長が、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の交付を受けている者については保健所長が発行するものとし、障害名の欄には、障害の区分を記入してください。

第164号様式の2 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

常 時 介 護 証 明 書

第 号  
年 月 日

殿

福 祉 事 務 所 長 町 村 長 沖 縄 県 平 和 援 護 ・ 男 女 参 画 課 長 保 健 所 長	印
--	---

下記の自動車は、専ら身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものであることを証明する。

記

登録番号			
身体障害者等	氏名		
	住所		
運 転 者	氏名	身体障害者等との関係	
	住所	電話番号	
	運転免許証の番号		
既に減免措置の適用を受けている自動車の有無	有 ・ 無		

注 「既に減免措置の適用を受けている自動車の有無」欄は、有の場合には、当該自動

車等の登録番号又は車両番号を記入してください。

第165号様式 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

自動車税 (環境性能割) 更正 (決定) 通知書

納税者	住所			
	氏名			
自動車登録番号				
自動車税環境性能割	区分	課税標準額	税率	税額
	更正・決定によるもの	円	$\frac{\quad}{100}$	円
	既に納付の確定しているもの		$\frac{\quad}{100}$	
	差引過不足税額			
加算金	区分	過不足税額	率	加算金額
	過少申告加算金額	円	$\frac{\quad}{100}$	円
		円	$\frac{\quad}{100}$	円
	不申告加算金額		$\frac{\quad}{100}$	
	重加算金額		$\frac{\quad}{100}$	
合計				
法定納期限	年 月 日		沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関、県内の郵便局	
処 分 理 由				
<p>地方税法第 条第 項の規定により上記のとおり更正 (決定) したので、上記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により 年 月 日までに納付してください。</p> <p style="text-align: center;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">沖縄県 事務所長 印</p>				

注1 不足税額については、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、不足税額 (1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。) に年14.6パーセント (申告期限の翌日からこの通知書に記載されている納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント) の割合 (平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法



第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金を加算して納付してください。

- 2 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

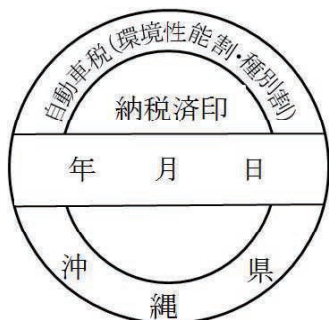
- 4 この様式は、軽自動車税環境性能割について更正又は決定に係る通知をする場合に準用する。この場合において、「自動車税（環境性能割）更正（決定）通知書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）更正（決定）通知書」と、「自動車登録番号」とあるのは「軽自動車車両番号」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と読み替えるものとする。

第166号様式（表）中「自動車税用」を「自動車税（種別割）用」に、「自動車税納税通知書（領収証書）」を「自動車税（種別割）納税通知書（領収証書）」に、「第145条」を「第146条」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に改め、同様式（裏）中「、ココストア、エブリワン」を削る。

第166号様式の2（表）中「自動車税用」を「自動車税（種別割）用」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に、「自動車税（延滞金を含む。）」を「自動車税種別割（延滞金を含む。）」に、「第145条」を「第146条」に改め、同様式（裏）中「、ココストア、エブリワン」を削る。

第167号様式を次のように改める。

第167号様式（規格 直径3センチメートル）



第172号様式中「自動車税減免申請書」を「自動車税（種別割）減免申請書」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改める。

第173号様式中「自動車税減免申請書」を「自動車税（種別割）減免申請書」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式注1中「呈示」を「提示」に改める。

第173号様式の2中「自動車税減免申請書」を「自動車税（種別割）減免申請書」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に、「自動車税額」を「自動車税種別割額」に改める。

第173号様式の3中「自動車税減免申請書」を「自動車税（種別割）減免申請書」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式注1中「陸運事務所」の次に「、宮古運輸事務所又は八重山運輸

事務所」を加える。

第174号様式中「自動車税減額申請書」を「自動車税（種別割）減額申請書」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式注1中「自動車税納税通知書」を「自動車税（種別割）納税通知書」に改める。

第213号様式（表）中「自動車税の免除対象バスの認定申請書」を「自動車税（種別割）の免除対象バスの認定申請書」に、「自動車税を」を「自動車税種別割を」に改め、同様式（裏）中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

（沖縄県財務規則の一部改正）

**第2条** 沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号中「及び自動車取得税」を削り、同条第8号中「自動車税証紙」を「自動車税（種別割）証紙」に改める。

（沖縄県行政組織規則の一部改正）

**第3条** 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第122条第2項第6号中「滞納処分に関する事務」を「滞納処分その他の沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）で定める事務」に改める。

第123条第8項第2号中「滞納処分に関する事務」を「滞納処分その他の沖縄県税条例施行規則で定める事務」に改める。

第125条第1項第8号及び同条第2項各号中「及び自動車取得税」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中沖縄県税条例施行規則第3条の次に1条を加える改正規定、第17号様式（裏）の改正規定、第78号様式（裏）、第86号様式（裏）及び第86号様式の2（裏）の改正規定、第166号様式（裏）の改正規定及び第166号様式の2（裏）の改正規定並びに第3条中沖縄県行政組織規則第122条第2項第6号の改正規定及び第123条第8項第2号の改正規定 公布の日

(2) 第1条中沖縄県税条例施行規則第20号様式の改正規定 平成29年1月1日

沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県規則第77号

##### 沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則（平成25年沖縄県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「合計所得金額（」の次に「法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、」を加え、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

第3条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第2項中「係る自動車税」を「係る自動車税の種別割」に、「当該自動車税」を「当該自動車税の種別割」に改め、同条第3項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第4項中「自動車に係る」の次に「自動車税の種別割の」を加え、同項第3号中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第5項中「取引価額」を「取得価額」に、「第118条第2項」を「第156条」に改める。

第5条第1項中「自動車税の」を「自動車税の種別割の」に、「自動車税軽減申請書」を「自動車税（種別割）軽減申請書」に改め、同条第2項中「自動車税軽減申請書」を「自動車税（種別割）軽減申請書」に改める。

第3号様式中「自動車税軽減申請書」を「自動車税（種別割）軽減申請書」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改める。

#### 附 則

この規則中第2条第2項の改正規定は平成29年1月1日から、その他の改正規定は平成31年10月1日から

施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第78号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年沖縄県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第23条を削る。

第24条を第23条とする。

第25条中「第20号様式」を「第19号様式」に改め、同条を第24条とする。

第26条を第25条とし、第27条を第26条とし、第28条を第27条とする。

第2号様式備考2中「登記事項証明書」の次に「及び財産目録」を加える。

第4号様式備考5中「仮認定特定非営利活動法人が」を「特例認定特定非営利活動法人が」に改め、同様式備考5(1)中「仮認定特定非営利活動法人は」を「特例認定特定非営利活動法人は」に改め、同様式備考5(2)中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式備考5(3)(キ)中「(その金額が200万円以下の場合に限る。)」を削り、同様式備考5(4)中「及び第4項」及び「以下の」を削り、同様式備考5(4)ア及びイを削る。

第12号様式備考2中「登記事項証明書」の次に「及び財産目録」を加える。

第13号様式(裏)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第14号様式中「認定(仮認定)申請書」を「認定(特例認定)申請書」に、

「認定(仮認定)取消の有無(認定(仮認定)取消日)」を「認定(特例認定)取消の有無(認定(特例認定)取消日)」に、

「 仮認定」を「 特例認定」に、

「特定非営利活動促進法」第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人としての認定、第58条第1項に規定する仮認定特定非営利活動法人としての仮認定」を受けたいので、申請します。

「特定非営利活動促進法」第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人としての認定、第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人としての特例認定」に改め、同様式備考3中「認定(仮認定)申請時の添付書類表(兼チェック表)」を「認定(特例認定)申請時の添付書類一覧表(兼チェック表)」に改める。

第15号様式備考3中「認定(仮認定)申請時の添付書類一覧表(兼チェック表)」を「認定(特例認定)申請時の添付書類一覧表(兼チェック表)」に改める。

第16号様式中「認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)定款変更提出書」を「認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)定款変更提出書」に改め、

「認定(仮認定)の有効期間」を「認定(特例認定)の有効期間」に改める。

第17号様式中「認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)」を「認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)」に改める。

営利活動法人) 役員報酬規程等提出書」

非営利活動法人) 役員報酬規程等提出書」

に、

(7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合 (その金額が200万円以下の場合に限る。) におけるその金額及び使途並びにその実施日
---

を

(7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
--

に改める。

第18号様式中「認定特定非営利活動法人 (仮認定特定非営利活動法人) 助成金支給実績提出書」

を「認定特定非営利活動法人 (特例認定特定非営利活動法人) 助成金支給実績提出書」

に改める。

第19号様式を削る。

第20号様式中「(第25条関係)」を「(第24条関係)」に改め、同様式中

認定 (仮認定) 年月日	を	認定 (特例認定) 年月日
認定 (仮認定) の有効期間		認定 (特例認定) の有効期間

に改め、同様式備考1中「仮認定特定非営

利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式を第19号様式とする。

**附 則**

この規則は、特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (平成28年沖縄県条例第59号) の施行の日から施行する。

**企 業 局 事 項**

**沖縄県企業局管理規程第13号**

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月28日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 町 田 優

**沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業職員給与規程 (昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号) の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(扶養手当の特例)

- 11 扶養手当の額及び支給方法に係る第20条第1項及び第5項の規定の適用については、当分の間、同項中「沖縄県職員の給与に関する条例」とあるのは「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成28年沖縄県条例第56号) 第2条の規定による改正前の沖縄県職員の給与に関する条例」とする。

別表第1を次のように改める。

**別表第1 (第4条関係)**

企 業 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
2		142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
3		143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
4		145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
5		146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
6		147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
7		148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
8		149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
9		150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
10		151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
11		153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
12		154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
13		155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
14		157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
15		158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
16		160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
17		161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
18		163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
19		164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
20		166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
21		167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
22		170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
23		172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
24		175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
25		178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
26		179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
27		181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
28		183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
29		184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
30		186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
31		188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
32		190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
33		191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
34		193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
35		194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
36		196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
37		197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
38		198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
39		200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
40		201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
41		202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42		204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
43		205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
44		206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
45		207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
46		209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47		210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48		211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49		212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50		213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51		214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		

	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
再任	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
用職	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
員以	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
外の	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
職員	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
	94		294,000	341,800						
	95		294,400	342,300						
	96		294,800	342,700						
	97		295,000	342,800						
	98		295,300	343,300						
	99		295,700	343,700						
	100		296,100	344,000						
	101		296,300	344,300						
	102		296,600	344,700						
	103		297,000	345,100						
	104		297,300	345,500						
	105		297,500	346,000						
	106		297,800	346,400						
	107		298,200	346,800						

	108		298,500	347,200						
	109		298,700	347,700						
	110		299,100	348,100						
	111		299,500	348,400						
	112		299,800	348,700						
	113		299,900	349,200						
	114		300,200							
	115		300,500							
	116		300,900							
	117		301,100							
	118		301,300							
	119		301,600							
	120		301,900							
	121		302,300							
	122		302,500							
	123		302,800							
	124		303,100							
	125		303,400							
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2中「140,100」を「141,600」に、「190,200」を「191,700」に、「226,400」を「227,900」に、「259,900」を「261,100」に、「286,200」を「287,100」に、「317,000」を「317,700」に、「361,300」を「361,800」に、「406,900」を「407,300」に、「457,200」を「457,600」に改め、同表の備考の2中「157,300」を「158,800」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成28年12月28日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2並びに次項及び附則第3項の規定は平成28年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- この規程の施行に伴う平成28年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年沖縄県条例第56号)附則第3項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

(給与の内払)

- 改正後の沖縄県企業職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の沖縄県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第12号

沖縄県警察の組織に関する規則及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月28日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(沖縄県警察の組織に関する規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第11号中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を「沖縄県迷惑行為防止条例」に改める。

（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正）

**第2条** 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則（平成19年沖縄県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 沖縄県迷惑行為防止条例施行規則

第1条及び様式第1号から様式第4号までの規定中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を「沖縄県迷惑行為防止条例」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

## 人事委員会事項

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等に関する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

### 沖縄県人事委員会規則第36号

#### 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等に関する規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年沖縄県条例第56号。以下「平成28年改正条例」という。）等に基づき、平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）附則第10項に規定する特定職員であって、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第63号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項から第10項までの規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 平成28年改正条例の施行の日をいう。
- (3) 改正後の給与条例 平成28年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例をいう。
- (4) 改正前の給与条例 平成28年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

**第3条** 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第5条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第7項から第10項までの規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第7項から第10項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 特勤勤務手当
- (4) 特勤勤務手当に準ずる手当



- (5) へき地手当
- (6) へき地手当に準ずる手当
- (7) 時間外勤務手当
- (8) 休日勤務手当
- (9) 夜間勤務手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当
- (12) 定時制通信教育手当
- (13) 農林漁業普及指導手当

**第4条** 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第3条その他の法令の規定による給与の減額（人事委員会の定めるものに限る。第6条第2項において「第3条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の特例）

**第5条** 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（平成27年人事委員会規則第3号。以下「経過措置額規則」という。）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正条例附則第8項又は第9項の規定による給料については、経過措置額規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

**第6条** 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第10項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第10項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額に達しないときにおける経過措置額規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

- 2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第3条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第3条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料については、適用しない。

（平成26年改正給与条例附則第10項の規定による給料の特例）

**第7条** 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額規則第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員又は経過措置額支給特定職員に対する平成26年改正条例附則第10項の規定による給料については、前2条の規定の適用を受ける職員の例による。

（雑則）

**第8条** この規則に定めるもののほか、平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

#### 沖縄県人事委員会規則第37号

##### 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

「 \_\_\_\_\_ 」 「 \_\_\_\_\_ 」

別表第7の行政職給料表昇格時号給対応表中

36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

を

36
36
37
37
38
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

に改め、別表第7の海事職給料表

昇格時号給対応表中

22
23
24
25
25
26
26
27
27
28

を

21
22
22
23
23
24
24
25
26
27

に、

54
55
56
57
57
58
58
59

を

53
54
54
55
55
56
56
57

に改め、別表第7の教育職給

料表(3)昇格時号給対応表中

54
55
56
57
57
58

を

53
54
54
55
55
56

に、

66
66
66
66

を

65
66
66
66

に、

68
68
68
68
68
69
69

を

58	56	66	66	69
59	57	67	66	70
59	58	67	66	70
60	59			70
				71
				71

67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
69
69
70
70

に改め、別表第7の研究職給料表昇格時号給対応表中

32	32
32	32
32	32
33	33
34	33
35	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	38
40	39

を に、

58	57	38	37
58	58	38	38
59	58	38	38
59	58	39	38
60	59	39	38
60	59	40	39
61	59	40	39
61	60	40	39
61	60	40	40
		41	40

61	を	60	に、	41	を	40
62		61		41		40
62		61		41		40
62		61		41		41
62		62		42		41
63		62		42		41
63		62		42		41
63		63		42		41
63		63		42		42
64		63		43		42
				43		42
				43		42
				43		42

に改め、別表第7の医療職給料表(3)昇格時号給対

82	81
82	82
82	82
82	82
83	82
83	82
83	83
83	83
84	83
84	83
84	83
84	84
85	84
85	84
85	84
85	84
86	85
86	85
86	85
86	86

応表中

を

に改める。

87	86
87	86
87	87
87	87
88	87

**附 則**

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県人事委員会  
委員長 宮 國 英 男

**沖縄県人事委員会規則第38号**

**初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則**

**第1条** 初任給調整手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表（第7条関係）**

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員
	1種	2種	3種	
1年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 30,000
1年以上2年未満	413,800	368,000	308,000	27,000
2年以上3年未満	413,800	368,000	308,000	24,000
3年以上4年未満	413,800	368,000	308,000	21,000
4年以上5年未満	413,800	368,000	308,000	18,000
5年以上6年未満	413,800	368,000	308,000	15,000
6年以上7年未満	413,800	368,000	308,000	12,000

7年以上8年未満	413,800	368,000	308,000	9,000
8年以上9年未満	413,800	368,000	308,000	6,000
9年以上10年未満	413,800	368,000	308,000	3,000
10年以上11年未満	413,800	368,000	308,000	
11年以上12年未満	413,800	368,000	308,000	
12年以上13年未満	413,800	368,000	308,000	
13年以上14年未満	413,800	368,000	308,000	
14年以上15年未満	413,800	368,000	308,000	
15年以上16年未満	413,800	368,000	308,000	
16年以上17年未満	409,400	364,000	304,700	
17年以上18年未満	405,000	360,000	301,400	
18年以上19年未満	400,600	356,000	298,100	
19年以上20年未満	396,200	352,000	294,800	
20年以上21年未満	391,800	348,000	291,500	
21年以上22年未満	372,400	331,100	277,700	
22年以上23年未満	352,600	313,900	263,700	
23年以上24年未満	333,300	297,200	250,200	
24年以上25年未満	313,900	280,300	236,300	
25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600	
26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000	
27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900	
28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600	
29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000	
30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000	
31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700	
32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800	
33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800	
34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員になつた日以後の期間を示す。

2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

**第2条** 初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「10年」を「15年」に改める。

第6条中「15年」を「同項第1号に掲げる職に係るものにあつては15年、同項第2号に掲げる職に係るものにあつては9年」に改める。

別表中	円	円	を	に改める。
	30,000	30,000		
	27,000	30,000		
	24,000	30,000		
	21,000	30,000		
	18,000	30,000		
	15,000	30,000		
	12,000	30,000		
	9,000	30,000		
	6,000	30,000		
	3,000	30,000		
		25,000		
		20,000		
		15,000		
		10,000		
	5,000			

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

沖縄県人事委員会  
委員長 宮 國 英 男

**沖縄県人事委員会規則第39号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

**第1条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の160」を「100分の180」に、「100分の200」を「100分の220」に改め、同条第2号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改める。

**第2条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の180」を「100分の170」に、「100分の220」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改める。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4</p>
--	--